



募 集

市非常勤職員（徴収嘱託員）を募集

受験資格 国民健康保険料、その他の料金などの徴収事務に従事した経験がある人

採用人数 2人

試験日・内容 4月16日(日) (予備日23日(日))、面接試験 ※面接時間・場所、勤

務日、業務内容などは、市非常勤職員試験実施要領をご覧ください。

申し込み 4月3日(月)～12日(水)まで (土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分) に、所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼って保険年金課(内線156)へ(郵送不可)
 ※申込書、実施要領は4月3日(月)～、人事課(内線322)および保険年金課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードも可)。

学習サポーターを募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。
 ※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。

申し込み 教育指導室に備え付けのボランティア登録用紙に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分に同室(内線365)へ

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
日 程	時 間	場 所	予 約・その他	
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1年間で1回利用可
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行政相談	20(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	18(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	28(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	7(金)、14(金)、18(火)、25(火)、5/5(木)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	13(木) 21(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※13(木)は午後3時30分まで
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農業相談	5(水)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	11(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経営相談	毎月1回指定水曜日	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕 日程についてはお問い合わせください
日本政策金融公庫相談	12(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	14(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	25(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	19(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労働相談	13(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	17(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	27(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	青少年センター	要予約〔☎(24)1451〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず閉栓の届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

○検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に車や物を置かないよう、また付近に犬を放し飼いにするなど検針の支障とならないようご協力をお願いします。

なお、閉栓中でも、定期的に検針を実施していますが、メーター以降の水道管などの維持管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては自己負担となりますのでご注意ください。

問い合わせ 水道お客様センター
☎(20)6400



税

市税の滞納整理を強化中！

本市では、28年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対しては、必要に応じ財産差し押さえなどの厳しい措置をとることとしています。

また、納付期限までにお納めいただけない場合は、督促手数料や延滞金が増加される金額を納めなければならなくなりますので、納付期限までに納めてください。

問い合わせ 納税課（内線121～124）

固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』と『課税台帳の閲覧』を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月3日(月)～5月31日(木)まで（土・日曜日、祝日は除く）の午前9時～午後5時30分

課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月3日(月)～30年3月30日(金)まで（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）の午前9時～午後5時30分

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）

いつでもどこでも簡単納税！「モバイルレジ」サービスのご利用を

本市では、税の納付機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るためモバイルレジによる納付を導入しています。

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末（OSがiOS、Androidのもの）で税金が納付できるサービスです。



なお、サービス利用には、モバイルバンキング、インターネットバンキングの契約が必要です。

●納付できる税目、金額

市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのもの（指定のコンビニエンスストアで納付できる納付書と同じものになります）。

※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「納税課」をご覧ください。

問い合わせ 納税課（内線122）



相談

障がい者(児)の出張相談窓口のご利用を

障がい者(児)の相談支援は次の各事業所で実施していますが、市役所障がい福祉課内にも出張相談窓口を開設していますので、ご利用ください（予約不要）。

各事業所の主な対象者と日時は次のとおりです。

●相談支援センターあーる（障がいの種別を問わず）＝月～金曜日、午前9時～午後5時30分

●地域活動支援センターときわぎ（主に精神障がい者）＝金曜日、午前11時～午後5時

●ピーチネット（主に障がい児）＝水曜日、午前11時～午後5時

問い合わせ 障がい福祉課内障がい者相談支援センター（内線162）

献血にご協力を

とき・ところ 4月8日(土)、午前10時～正午、午後1時～4時30分=コノミヤ富田林店、13日(土)、午前10時～11時30分=南河内府民センター、午後2時～4時30分=PL病院

※市献血推進協議会では、献血会場でバルーンアートや占いなどをしていただけるイベントボランティアも募集しています。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 同協議会 ☎(25)8200

障がい者(児)給付金の申請を

5月1日(月)～31日(木)まで、障がい者(児)給付金の申請を受け付けます。

対象者 4月1日現在、本市に1年以上居住(住民登録)し、身体障がい者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B・1・B2判定)、または精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人

※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。

※市外から、市内の施設に入所している人を除きます。

申し込み 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持参し、障がい福祉課(内線192、193)または金剛連絡所へ

特別障がい者手当・障がい児福祉手当月額が改定されます

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

4月分からの各手当ての支給月額が、次のとおり改定されます。

対象者 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。また、施設入所者や長期入院されている場合は支給されません。

支給額 特別障がい者手当=月額2万6810円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)=月額1万4580円

問い合わせ 障がい福祉課(内線193)

重度障がい者タクシー利用券(基本料補助)を送付します

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。現在、重度障がい者タクシー利用券(もえぎ色)をお持ちの人は3月31日までが有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券(もも色)を3月末に自宅へ郵送します。新しい同タクシー利用券(もも色)は4月1日(土)から利用できます。届かない場合や郵送での交付を希望されない場合は障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用される人については申請手続きが必要です。

交付枚数 1カ月3枚で年間36枚
※福祉施設などへ入所している人、外出支援サービスを利用している人は対象外ですので交付できません。

問い合わせ 障がい福祉課(内線193)



講座

介護予防サポーター養成講座

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な介護予防の知識や運動の実践方法などを、「介護予防教室(笑顔はつらつ教室)」において指導する同サポーターを養成します。

とき 5月18日～6月22日の毎週木曜日、午前9時30分～午後3時30分と介護予防教室の見学1回(全7回)

ところ 市消防本部

対象者 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で講座修了後、介護予防教室で3回の実習を受け、「市介護予防サポーターの会(健やかスマイル)」に入会し、介護予防教室で指導できる人

定員 15人 **受講料** 無料

申し込み 4月27日(木)までに高齢介護課(内線189)へ(申し込み多数の場合抽選)

※同サポーターの活動についての説明

会を4月20日(木)、午前10時～、市役所4階401会議室で開催しますので、参加を希望する人は当日、直接会場へお越しください。

花と食と健康講座～いつまでも、きらめく人生のために～

とき 4月16日(日)、午前11時30分～午後2時

ところ きらめきファクトリー2階

内容 認知症についての講演、フラワーアレンジメント講習、自然米おにぎりの試食会

対象者 65歳以上の人

定員 20人(申し込み先着順)

受講料 500円

申し込み 4月6日(木)～、ボランティアグループー恵会 ☎090(1158)6310 へ



介護保険

29年度介護保険料仮決定通知書を送付します

4月上旬に29年度介護保険料仮決定通知書を発送しますので、普通徴収の人はコンビニエンスストア、MMK設置店、取扱金融機関または市役所で保険料を納付してください。口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

問い合わせ 高齢介護課(内線175、176)



上下水道

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが旅行などで長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し消毒効果が薄れることがあります。

ゴールデンウィークなどで長期間留守にされたり、本市に引っ越しされてきて長く使用されていなかった水道を初めて使われたりする場合などは、念のためバケツ一杯程度の量を飲み水以外にお使いください。

問い合わせ 水道工務課(内線257、295)



国民健康保険

特定健康診査受診券を送付

国民健康保険では、40～74歳の国民健康保険加入者に対して4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付しますので、30年3月31日(木)までに受診してください。受診券の郵送による再交付はできませんので、受診するまで無くさないよう大切に保管してください。

特定健康診査の内容 メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など ※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険総合健康診断(人間ドック)」と「特定健康診査」のどちらか一方です。なお、人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

同診査の対象者など 国民健康保険加入者のうち、実施年度中(4月1日～翌年3月31日)に40～74歳の人に年1回実施(昭和17年9月～18年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可)。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます ※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されている富田林医師会加入の医療機関で受診した場合、追加項目健診が受けられます。

問い合わせ 保険年金課(内線155、188)

国民健康保険総合健康診断(人間ドック)を実施しています

国民健康保険では、加入者の健康保持増進のため、特定健康診査の他に、人間ドックを実施しています。

ところ 富田林病院、PL病院

対象者 国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診査を受診していない人 ※同保険料を完納している人に限ります。

費用 有料(市が2分の1負担)

※詳しくは、市ウェブサイトの市役所のご案内「健康、福祉、医療」または特定健康診査受診券に同封のパンフレットをご覧ください。

問い合わせ 保険年金課(内線155、188)

国民健康保険の給付について窓口での現金支給を廃止し、口座振り込みで給付します

4月より、出産育児一時金や葬祭費、療養費、高額療養費などの給付について窓口での現金支給の取り扱いを廃止し、口座振り込みにより給付します。申請の際は世帯主名義の口座番号が確認できるものを持参してください。受け付け後、翌月の振り込みとなります。

なお、高額療養費については4月より申請方法も変更します。市から通知書と申請書を送付しますので、内容をご確認の上、申請書に必要事項を記入し、保険年金課へ申請してください。

問い合わせ 保険年金課(内線150、151)



国民年金

国民年金保険料が改定

4月から30年3月までの国民年金保険料について、定額保険料が月額1万6260円から1万6490円(月230円引き上げ)に改定されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所(☎06(6772)7531)

会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20歳から60歳までの人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)、印鑑を持参し、保険年金課⑧番窓口へお越しください。なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料(月額1万6490円)を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除(一部納付)される制度(世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査)や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」(申請者本人と配偶者の所得により審査)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線153、154)



福祉

29年度の後期高齢者医療健康診査受診券を発送します

府後期高齢者医療広域連合では、府内在住の被保険者に、「健康診査受診券」を4月下旬に送付します(年度途中で被保険者となられる人には、誕生月の翌月に送付します)。

受診券に記載された有効期限内に同広域連合が指定する医療機関などで、健康診査を1回のみ無料で受診できます。

受診の際は事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を受診機関の窓口で提示してください。

※病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人は対象になりません。なお、退院・退所したなど変更があった場合はお問い合わせください。

問い合わせ 同広域連合給付課(☎06(4790)2031)

後期高齢者医療制度人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部助成事業(2万6000円を限度に年度内1回限り)を実施しています。

助成には、申請が必要となりますので、受診された人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるもの、印鑑を持参し、福祉医療課で申請してください。

なお、支給は後日となります。

※人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

※脳ドックなどのオプション検査費用は助成の対象になりません。

問い合わせ 同広域連合給付課(☎06(4790)2031)